

平成18年 労働者災害補償保険法

〔問 2〕 次の文中の の部分を選択肢の中の適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

労働者災害補償保険法による保険給付の事由となる業務災害及び通勤災害のうち業務上の疾病の範囲は、 A で、通勤災害のうち通勤による疾病の範囲は、 B で定められている。

業務上の疾病として A の別表第1の2に掲げられている疾病のうち同表第9号に掲げられている疾病は、その他 C である。

通勤による疾病として B に定められている疾病は、 D に起因する疾病その他 E である。

選択肢

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| ① 業務上の事故による疾病 | ② 業務上の負傷に起因する疾病 |
| ③ 業務と因果関係のある疾病 | ④ 業務に起因することの明らかな疾病 |
| ⑤ 業務に起因する疾病 | ⑥ 通勤 ⑦ 通勤上の事由 |
| ⑧ 通勤上の事由による疾病 | ⑨ 通勤と因果関係のある疾病 |
| ⑩ 通勤途上の事故 | ⑪ 通勤途上の負傷 |
| ⑫ 通勤に起因することの明らかな疾病 | ⑬ 通勤による疾病 |
| ⑭ 通勤による負傷 | ⑮ 通勤による負傷に起因する疾病 |
| ⑯ 労働安全衛生規則 | ⑰ 労働基準法施行規則 |
| ⑱ 労働基準法施行令 | ⑲ 労働者災害補償保険法施行規則 |
| ⑳ 労働者災害補償保険法施行令 | |

第38回(平成18年度)社会保険労務士試験の合格基準及び正答

1 合格基準及び配点

(1) 合格基準

本年度の合格基準は、次の2つの条件を満たした者を合格とする。

- ① 選択式試験は、総得点22点以上かつ各科目3点以上（ただし、労基法及び安衛法、労災保険法、雇用保険法、社保一般常識、厚生年金保険法は2点以上）である者
- ② 択一式試験は、総得点41点以上かつ各科目4点以上（ただし、労基法及び安衛法、労働社保一般常識は3点以上）である者

※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。

(2) 配点

- ① 選択式試験は、各問1点とし、1科目5点満点、合計40点満点とする。
- ② 択一式試験は、各問1点とし、1科目10点満点、合計70点満点とする。

2 試験問題の正答

出題形式 試験科目	選択式					択一式									
	A	B	C	D	E	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
労働者災害補償保険法 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む)	⑰	⑲	④	⑭	⑫	B	C	A	D	B	C	C	D	C	C